

芸西村地域防災計画

【地震・津波対策編】

令和8年3月改定

芸西村防災会議

目次

第1編 災害予防対策.....	1
第1章 地震及び津波に強いむらづくり.....	1
第1節 地震及び津波に強いむらづくり.....	1
第2節 防災知識を深めるための取組.....	4
第3節 建築物等災害予防対策.....	5
第4節 災害に強い土地利用の推進.....	5
第5節 公共土木施設等の災害予防対策.....	6
第6節 地盤災害等予防対策.....	8
第7節 火災予防対策.....	10
第8節 危険物等災害予防対策.....	10
第9節 津波災害予防対策.....	11
第2章 地域防災力の育成.....	15
第1節 防災知識の日常化・地域防災力の育成.....	15
第2節 実践的な防災訓練の実施.....	15
第3節 自主的な防災活動への支援.....	15
第4節 事業所等における自主防災体制の整備.....	15
第5節 要配慮者・避難行動要支援者対策.....	15
第6節 消防団を中心とした地域の防災体制.....	16
第7節 自発的な支援への環境整備.....	16
第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策.....	17
第1節 防災施設の限界と避難開始の時期.....	17
第2節 危険性の周知.....	17
第3節 避難を可能にするサインの整備.....	17
第4節 自主的な避難.....	17
第5節 避難計画.....	17
第6節 避難体制の整備.....	18
第4章 災害に備える体制の確立.....	19

第1節	防災活動体制の整備	19
第2節	情報の収集・伝達体制	19
第3節	防災担当者等の人材育成	19
第4節	実践的な防災訓練の実施	19
第5節	防災関係機関等の連携体制	19
第6節	防災中枢機能の確保、充実	20
第5章	災害応急対策・復旧対策への備え	21
第1節	消火・救助・救急対策	21
第2節	災害時医療対策	21
第3節	緊急輸送活動対策	21
第4節	緊急物資確保対策	21
第5節	消毒・保健衛生体制の整備	21
第2編	災害応急対策	23
第1章	災害時応急活動	23
第1節	活動体制の確立	23
第2節	情報の収集・伝達体制	29
第3節	通信連絡	30
第4節	応援要請	30
第5節	広報活動	30
第6節	警戒活動	30
第7節	避難活動等	31
第8節	災害拡大防止活動	32
第9節	農林漁業関係応急対策	32
第10節	緊急輸送活動	32
第11節	交通確保対策	32
第12節	危険物施設等応急対策	32
第13節	社会秩序維持活動等	32
第14節	地域への救助活動	33
第15節	廃棄物処理計画	33
第16節	資機材、人員等の配備手配	33

第17節	ライフライン等施設の応急対策	33
第18節	教育対策	33
第19節	労務の提供	33
第20節	要配慮者への配慮	34
第21節	災害応急金融対策	34
第22節	災害応急融資	34
第23節	二次災害の防止	34
第24節	自発的支援の受入れ	34
第25節	ボランティア活動対策	34
第2章	自衛隊の災害派遣	35
第1節	自衛隊の災害派遣	35
第2節	派遣要請	35
第3節	受入体制	35
第4節	その他の確認事項	35
第3章	地震津波対策計画	37
第1節	津波予報の連絡体制	37
第2節	村内の連絡、避難体制	41
第3節	被害状況の報告	42
第4章	消防・危険物対策計画	43
第1節	震災時消防活動	43
第2節	危険物対策	44
第3編	南海トラフ地震防災対策推進計画	45
第1章	総則	45
第2章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	45
第3章	関係者との連携協力の確保	46
第4章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	47

第1節	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	47
第2節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	47
第3節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	51
第5章	防災訓練計画	53
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	55
第4編	災害復旧・復興対策	57
第1章	災害復旧対策	57
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	57
第2節	迅速な原状復旧の進め方	57
第2章	復興計画	57
第1節	復興計画の進め方	57
第2節	被災者等の生活再建等の支援	57
第3節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援	57
第5編	重点的な取組	59
第1章	命を守る対策	59
第1節	強い揺れから身を守る対策	59
第2節	津波から避難する対策	61
第3節	火災対策	64
第4節	南海トラフ地震臨時情報への対応	64
第2章	命をつなぐ対策	65
第1節	応急対策活動体制等の整備	65
第2節	広域避難体制等の整備	65
第3節	避難所等の整備	66
第4節	受援態勢の強化	66

第3章 生活を立ち上げる対策	67
第1節 むらづくり	67
第2節 暮らしの再建	67
第4章 震災に強い人・地域づくり対策	69
第1節 学校及び地域での防災教育	69

第1編 災害予防対策

地震及び津波災害に強い村の整備・むらづくりと村民の安全確保に関する基本的な方向(南海トラフ地震防災対策推進計画)を示す。

第1章 地震及び津波に強いむらづくり

地震に強いむらづくりを進めるためには、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物及び施設等についての耐震性の確保を行う。

最大クラスの津波に対しては、村民等の生命を守ることを最優先として、村民等の避難を軸に、そのための防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難路や避難場所の整備を行い、ソフトとハードの施策を柔軟に組み合わせた多重防ぎよによるむらづくりを推進する。

また、発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、村民等の生命に加え、財産を守ることや地域の経済活動の安定化の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

本章ではこうした方針に加え、「災害に負けない、打たれ強いむらづくり」を推進するため、地域全体の防災性の向上を目指すとともに、生活基盤づくりを進める。

第1節 地震及び津波に強いむらづくり

総務課・産業振興課・土木環境課

本村全体が甚大な被害に見舞われたとき、被害を最小限に食い止めるには、災害に強い地域構造を備えもつことである。

防災を特別なこととせず、施設整備に防災の視点を組み込む等、防災のむらづくりに向けた対策を進める。

第1 地震及び津波に強い住宅密集地の形成

- (1) 住宅密集地の形成においては、建築物の耐震化、不燃化、耐水化等により災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。
- (2) 津波からの迅速かつ確実な避難を行うため、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるようなむらづくりを目指す。
- (3) 津波により特に甚大な被害が生じるおそれがある地域の公共施設、住居等について津波の危険を事前に回避するため、計画的に安全な場所へ移転するなど、対策の推進に努める。
- (4) 庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、万全を期す。

第2 建築物の安全確保

(詳細は第5編「重点的な取組」を参照)

1 耐震計画の作成と実施

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施する。

2 耐震改修・建替えの促進

個人住宅の耐震化は、耐震診断の推進等により耐震改修・建替えの促進を図る。

第3 ライフライン施設等の機能確保と不測の場合への備え

1 早期復旧できる体制の構築

電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、地震に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築する。

2 個人備蓄の推進

各種のライフラインが寸断される不測の事態へ備えるため、水や食料等生活必需品の個人備蓄、自動車へのこまめな満タン給油を推進する。

第4 危険物施設等の安全確保

一般対策編 第1編第1章第1節第5「危険物施設等の安全確保」を準用する。

第5 液状化への取組

一般対策編 第1編第1章第1節第6「液状化対策」を準用する。

第6 緊急道路の設定

一般対策編 第1編第1章第3節第5「緊急道路の設定」を準用する。

第7 防災拠点の整備充実

一般対策編 第1編第1章第3節第6「防災拠点の整備充実」を準用する。

第8 土地利用による防災性の向上

1 地区公園の整備

一般対策編 第1編第1章第3節第1「公園、緑地等の整備対策」を準用する。

2 区内の街路整備・拡幅

一般対策編 第1編第1章第3節第7「区内の街路整備・拡幅」を準用する。

3 用水対策

地震による災害時には、水道の機能破壊に備え、飲料水となる地下水源を保全するとともに、防火水槽、河川からの取水等の多様な消火用水の確保に努める。

一般対策編 第1編第1章第3節第8「用水対策」を準用する。

第9 再生可能エネルギーの利用促進

一般対策編 第1編第1章第1節第7「再生可能エネルギーの利用促進」を準用する。

第10 災害応急対策等への備え

一般対策編 第1編第1章第1節第8「災害応急対策等への備え」を準用する。

第2節 防災知識を深めるための取組

総務課

地震及び津波による被害の軽減のためには、想定される地震や津波をいたずらに怖がることなく、正しく理解し、適切に行動することが重要である。

このため、防災関係機関をはじめ、村民の一人ひとりが地震及び津波に関する正しい知識を身に付けるとともに、お互いに連携することができるよう取組を進める。

第1 防災関係者の研修

職員を対象に、地震及び津波に関する研修を毎年実施し、人材の育成を図る。

第2 防災教育の実施

(詳細は、第5編「重点的な取組」を参照)

南海トラフ地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を推進し、その取組を家庭、地域へと広げていく。

第3 災害教訓の伝承

- (1) 過去に起こった大災害の教訓や防災文化を確実に後世に伝えていくため、津波痕跡調査結果や映像を含めた各種資料を広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- (2) 災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第4 防災に関する広報及び啓発の実施

- (1) 自ら実施する取組や住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施する。特に、東日本大震災以降、南海トラフ地震に対する住民の意識が高まっていることから、防災意識の向上に結びつく広報を実施する。
- (2) 地震発生時に住民自らが安全を確保し、津波から迅速に避難することができるように、家庭や事業所における室内の安全対策や住宅等の耐震化が進むよう啓発を実施する。
- (3) 住民に対し、強い揺れや長い揺れを感じた時は迷うことなく、自ら率先して避難行動をとることなど、避難に関する知識を身に付けてもらうための啓発を実施する。

第3節 建築物等災害予防対策

総務課・産業振興課・土木環境課

一般対策編 第1編第1章第2節「建築物等災害予防対策」を準用する。

第4節 災害に強い土地利用の推進

総務課・産業振興課・土木環境課・企画振興課

一般対策編 第1編第1章第3節「災害に強い土地利用の推進」を準用する。

第5節 公共土木施設等の災害予防対策

産業振興課・土木環境課・四国電力株式会社（四国電力送配電株式会社）
一般社団法人高知県LPガス協会・NTT西日本株式会社

地震動・津波による人的被害の軽減及び緊急的な応急対策を実施するための機能の確保を図る。

第1 公共土木施設等の対策

地震防災対策上整備すべき施設等は、「地震防災緊急事業五箇年計画」（総則編第8章「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」参照）を中心として整備にあたる。整備を進めるにあたっては、施設管理者は、特に、次の点に留意する。

1 河川施設対策

津波を防ぐ樋門等開口部の閉鎖機能の確保

2 道路施設対策

- (1) 津波から避難するための道路・橋梁の安全性の確保
- (2) 応急対策上重要な道路・橋梁の安全性の確保

ア 道路の点検・整備

災害時の避難や応急対策には、活動を支える道路の確保が不可欠である。

各道路管理者が定期的に路欠、法面崩壊等の危険箇所の点検を行い、補強等の対策工事の必要な箇所は、緊急度の高いものから順次対策事業を実施する。

イ 橋梁の点検・整備

道路設備のうち、橋梁は被災した場合、交通に大きな影響を及ぼすことから、基準に適合する構造とする必要がある。

補強等の対策が必要な橋梁は、緊急度の高いものから順次対策事業を実施する。

3 海岸保全施設対策

- (1) 地震動に対する安全性の評価を踏まえた強度の確保
- (2) 津波を防ぐ水門、樋門、防潮扉等開口部の閉鎖施設の改善
陸閘等を平時は閉鎖する仕組みづくり

4 漁港施設対策

- (1) 西分漁港における震災後の避難者及び緊急物資の海上輸送機能の確保、耐震強化岸壁等の整備
- (2) 津波による浸水被害が想定される漁村における避難路及び避難広場の確保

5 鉄道施設対策

- (1) 土佐くろしお鉄道における地震動に対する安全性の確保
- (2) 土佐くろしお鉄道における津波に対する安全性の確保及び避難地としての活用

第2 ライフライン等の対策

各施設管理者は、地震動・津波に対する機能維持を図り、さらに、応急復旧体制の整備を図る。（「一般対策編」第1編第1章第8節を参照）

特に、次の事項に留意するとともに、第三次医療機関等の人命にかかわる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

1 水道

- (1) 水道関係機関は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。
- (2) 上水道・工業用水道の関係機関は、緊急的な給水体制の整備を図る。
- (3) 下水道関係機関は、下水道施設対策を講ずる。

2 電力

電力施設の災害予防は、四国電力株式会社（四国電力送配電株式会社）が実施する。

- (1) 緊急的な電力供給体制の整備を図る。
- (2) 津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。
- (3) 指定公共機関四国電力株式会社（四国電力送配電株式会社）が行う措置は、別に定めるところによる。

3 ガス

- (1) 津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。
- (2) 一般社団法人高知県LPガス協会が行う措置は、別に定めるところによる。

4 通信

通信施設の災害予防は、NTT西日本株式会社が実施する。

- (1) 緊急的な通信体制の整備を図る。
- (2) 津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。
- (3) 指定公共機関、NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ四国支社及びKDDI株式会社高松テクニカルセンターが行う措置は、別に定めるところによる。

5 放送

- (1) 緊急的な放送体制の整備を図る。
- (2) 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項
 - ア 指定公共機関日本放送協会が行う措置は、別に定めるところによる。
 - イ 指定地方公共機関株式会社高知放送、株式会社テレビ高知、高知さんさんテレビ株式会社、株式会社エフエム高知が行う措置は、別に定めるところによる。

第6節 地盤災害等予防対策

産業振興課・土木環境課

土砂による災害は、降雨や地震動に起因する。

発生が予測しにくいこと、また人家の多い場所での発生は、多数の死傷者を伴う可能性が高いことが特徴である。

本村では、長谷寄方面から西分、瓜生谷にかけて土砂災害（特別）警戒区域に指定されている。

警戒雨量に達したときや、周辺に異変を察知した際に、早期避難を含めた総合的地盤災害予防に取り組む必要がある。

また、地震時の地盤災害のメカニズムの研究を進めるとともに既存の予防対策を危険度に応じて実施する。

第1 危険予想箇所と予防措置の指導

1 危険予想箇所

本村の土砂災害の発生危険箇所に指定されている箇所は、資料編3-6「土砂災害（特別）警戒区域」のとおりである。

特に危険な箇所は、周辺の村民に公表した上で、注意を促し避難体制を確立する。

2 予防措置の指導

危険が予想される地区内の土地所有者、管理者又は占有者に維持管理の徹底を図るとともに、危険を及ぼすような施設の管理者に対して、保安措置を講ずるよう指導する。災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。

第2 急傾斜地崩壊予防対策

危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

第3 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知って、防災意識を高め、災害の未然防止や被害軽減に繋がるよう「大規模盛土造成地マップ」を公表し、周知を図るよう努める。

第4 土石流予防対策

土砂災害のおそれのある箇所に対して砂防ダム工、流路工等の防止施設の整備を図る。

第5 崩壊に係る一般的注意事項

1 がけ崩れ

(1) がけ崩れは、丘陵や洪積台地の末端斜面の崩れをいう。

豪雨時のがけ崩れは、一般に規模は0.2～0.3 a程度で、土層の深さは50cm程度であり、地下水の集まりやすいがけで傾斜角度40度前後の急ながけが多い。

豪雨時の最中若しくは、直後に多量の地下水の噴出を伴い崩れることが多い。

- (2) 地震によるがけ崩れは、一般に規模が大きく基盤の岩石や地層まで破壊し、斜面の急緩を問わず、平面的ながけや、でっぱり気味のところに多い。
- (3) 盛土の崩れは、人工的なものであることから、十分な斜面保護が必要である。

2 山崩れ

- (1) 山地の斜面の崩れをいう。

山崩れの予知は非常に難しいが、異常な降雨、風等が原因となり崩壊する場合が多い。

- (2) 傾斜角度は35度～40度が最も危険で、これより緩傾斜又は急傾斜では発生することがまれである。

地震時には、緩傾斜又は急傾斜においても発生する。

3 土石流

- (1) 山地から、土・石・砂等が大量の水と交わり一挙に流出することをいう。

土石流は、溪流面積が0.1km²程度、溪床勾配が10度より大きく溪床には堆積物が多く、また谷の出口が扇状地性となっている溪流に多い。

- (2) 土石流は、流れの先端部が大きな石の場合が多く流れも早いために、破壊力が大きくひとたび起これば、大きな被害をもたらす。

第6 監視に係る注意事項

1 地下水監視

- (1) 地下水の流動方向は、がけ崩れの押し出し方向となる。

地下水の谷にあたる部分に位置するがけは、降雨量及び降雨後の数日は厳重に注意を要する。

湧水箇所及び地下水の浸透する箇所は、がけ崩れ、山崩れが起こりやすく注意が必要である。

- (2) がけの中途から湧水を見たときは、速やかに避難する必要がある。

降雨量が増えたときは、がけ全体を監視し湧水の有無を警戒する。

- (3) 山腹からの地下水湧出に増加があったとき、また地下水流路に変動が見られたときは、避難する。

2 降雨量監視

過去のがけ崩れの降雨量を量り、降雨量が近くなったとき、最大の警戒を要する。危険ながけの付近住民は、避難する。

この場合、降雨が終った後、両3日間程度は継続避難すること。

第7節 火災予防対策

総務課・産業振興課・土木環境課

一般対策編 第1編第1章第9節「火災予防対策」を準用する。

第8節 危険物等災害予防対策

総務課・消防団

一般対策編 第1編第1章第10節「危険物等災害予防対策」を準用する。

第9節 津波災害予防対策

(第5編「重点的な取組」を参照)

総務課・産業振興課・土木環境課・消防団

津波や高潮による被害の未然防止と軽減のため、海岸施設、漁港施設等を点検し、危険区域には防潮堤等を整備するとともに、警報伝達・監視警戒体制を確立する必要がある。

津波から「逃げる」ための避難対策を優先して進める。また、発生頻度の高い一定程度の津波については「防ぎ」、最大クラスの津波に対しては「避難時間を稼ぐ」ための対策を進める。

第1 村における津波避難計画

1 津波避難計画の作成

村は、「高知県津波避難計画作成指針」に基づき、地域ごとに津波避難計画を作成する。

2 津波ハザードマップの整備

津波避難計画では、村民の円滑な避難のために必要な情報（津波の浸水予想地域や到達時間、避難対象区域、避難地、避難路等）を、津波ハザードマップとして整備する。

3 津波避難計画

村における津波避難計画は、地域の総合的（ソフト・ハードを含む。）な津波災害対策に関する計画である。

4 村と県の協力

村と県は、協力して計画作成を行う。

第2 村民の津波避難計画

1 行動計画の作成

村が作成した津波避難計画に基づき、村民自ら、要配慮者対策も含めた地域の津波避難の行動計画を作成する。

2 計画作成の支援

村は、村民の計画作成の支援を行う。

第3 事業者の津波避難計画

津波により30cm以上の浸水深のおそれがある地域として「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成26年3月中央防災会議決定）に規定された地域にある事業者は、特別措置法に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた地震防災対策計画を作成する。

第4 消防機関等の活動

村は、消防機関及び水防団（消防団）が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 土のう等による応急浸水対策
- 4 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- 5 救助・救急
- 6 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

第5 交通対策

1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

2 海上

高知海上保安部及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するために必要な、船舶交通の制限及び津波による危険のある地域から安全な海域へ船舶を退避させるなど、措置を講ずる。

3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を講ずる。

4 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、船舶、列車等の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画を定める。

第6 漁港内での安全の確保対策

1 防災知識の普及・啓発

船舶関係者に津波に関する知識の普及・啓発を行う。

2 漁港施設及び危険物の安全管理

危険物が海上に流出しないよう、関係施設及び船舶に指導を行う。

第7 海岸保全事業の推進

芸西海岸はこれまで比較的砂浜の消失は少ないが、今後潮流の変化等により砂浜が漸減するおそれがある。

今後とも砂浜保全、防潮堤の整備等による海岸、漁港の保全に向けて必要な事業を実施する。

また、海岸の背後地には、丘陵が海岸に沿い東西に伸びており、保安林とともに自然堤防として機能することから、この一帯の保全を図る。

第8 船舶の完全係留

船舶の完全係留により移動、漂流、転覆等の防止及び漁港施設の損傷防止を図る。
このため係留施設を完備するとともに、指定箇所以外の係留を排除する。

第9 保安林整備

高潮及び潮害から防護するため、潮害防備林等の造成と維持を図る。

第10 津波予防体制

1 津波警報伝達体制の確立

- (1) 定めている伝達経路、伝達手段を定期的に点検整備するとともに、休日、夜間、休憩時の伝達が確実に行われるよう、要員の防災訓練を実施する。
- (2) 津波警報を沿岸住民に伝達するための手段として、デジタル式防災行政無線（同報系）へ更改し、J-ALERTを導入することで自動的に警報等を伝達できる体制を確立する。
- (3) 地震、津波予報の情報を迅速に把握するため、責任者は地震を感じると、高知県総合防災システムにより情報を収集するとともに、後1時間以上NHKの放送を聴取する。
- (4) 津波警報等の伝達、避難を迅速かつ確実に実行するため、関係機関合同の津波警報等の訓練を定期的実施する。

2 海面監視の徹底

海岸付近で強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたら、直ちに海面監視が開始できるよう、あらかじめ定めた監視人、安全な監視場所により海面監視を行う。

監視情報の伝達経路、手段についても前もって定める。

3 津波警戒の周知徹底

津波警戒の徹底が可能なよう、従前より一般住民に村広報等を活用して、津波警戒等に関する情報の周知を図る。

- (1) 強い地震を感じたとき（震度4程度以上）、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたら、津波を予想し、直ちに海岸から離れること。
- (2) 地震時は、津波に関する正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送、防災行政無線等から入手すること。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報が発表された場合、沿岸の危険な区域にいる人は、すぐに避難すること。
- (4) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。
- (5) 津波は繰り返し襲うことから、警報や注意報解除まで気をゆるめないこと。

第2章 地域防災力の育成

第1節 防災知識の日常化・地域防災力の育成

総務課・教育委員会・消防団

一般対策編 第1編第2章第1節「防災知識の日常化」を準用する。

第2節 実践的な防災訓練の実施

総務課・消防団

一般対策編 第1編第2章第2節「実践的な防災訓練の実施」を準用する。

第3節 自主的な防災活動への支援

総務課・消防団

一般対策編 第1編第2章第3節「自主的な防災活動への支援」を準用する。

第4節 事業所等における自主防災体制の整備

総務課

一般対策編 第1編第2章第4節「事業所等における自主防災体制の整備」を準用する。

第5節 要配慮者・避難行動要支援者対策

総務課・健康福祉課

一般対策編 第1編第2章第5節「要配慮者への対策等」を準用する。

第6節 消防団を中心とした地域の防災体制

総務課

一般対策編 第1編第2章第6節「消防団を中心とした地域の防災体制」を準用する。

第7節 自発的な支援への環境整備

総務課・健康福祉課・芸西村社会福祉協議会

一般対策編 第1編第2章第7節「自発的な支援を受け入れるための環境整備」を準用する。

第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

第1節 防災施設の限界と避難開始の時期

総務課

一般対策編 第1編第3章第1節「防災施設の限界と避難開始の時期」を準用する。

第2節 危険性の周知

総務課・産業振興課・土木環境課

一般対策編 第1編第3章第2節「危険性の周知」を準用する。

第3節 避難を可能にするサインの整備

総務課・産業振興課・土木環境課

一般対策編 第1編第3章第3節「避難を可能にするサインの整備」を準用する。

第4節 自主的な避難

総務課・産業振興課・土木環境課

一般対策編 第1編第3章第4節「自主的な避難」を準用する。

第5節 避難計画

総務課・産業振興課・土木環境課

一般対策編 第1編第3章第5節「避難計画」を準用する。

第6節 避難体制の整備

総務課・産業振興課・土木環境課・教育委員会

一般対策編 第1編第3章第6節「避難体制の整備」を準用する。

第4章 災害に備える体制の確立

第1節 防災活動体制の整備

総務課

一般対策編 第1編第4章第1節「防災活動体制の整備」を準用する。

第2節 情報の収集・伝達体制

総務課・産業振興課・土木環境課・企画振興課

一般対策編 第1編第4章第2節「情報の収集・伝達体制」を準用する。

第3節 防災担当者等の人材育成

総務課

一般対策編 第1編第4章第3節「防災担当者の人材育成」を準用する。

第4節 実践的な防災訓練の実施

総務課

一般対策編 第1編第4章第4節「実践的な防災訓練の実施」を準用する。

第5節 防災関係機関等の連携体制

総務課

一般対策編 第1編第4章第5節「防災関係機関等の連携体制」を準用する。

第6節 防災中枢機能の確保、充実

総務課

一般対策編 第1編第4章第6節「防災中枢機能の確保、充実」を準用する。

第5章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節 消火・救助・救急対策

総務課

一般対策編 第1編第5章第1節「消火・救助・救急対策」を準用する。

第2節 災害時医療対策

総務課・健康福祉課・一般社団法人高知県医師会等

一般対策編 第1編第5章第2節「災害時医療対策」を準用する。

第3節 緊急輸送活動対策

総務課・産業振興課・土木環境課・企画振興課

一般対策編 第1編第5章第3節「緊急輸送活動対策」を準用する。

第4節 緊急物資確保対策

総務課・健康福祉課・教育委員会

一般対策編 第1編第5章第4節「緊急物資確保対策」を準用する。

第5節 消毒・保健衛生体制の整備

総務課・健康福祉課

一般対策編 第1編第5章第5節「消毒・保健衛生体制の整備」を準用する。

第2編 災害応急対策

災害発生時の応急対策に関する基本的考え方と実施する項目について定める。
実施する項目は、行動計画等を作成し、毎年、必ず訓練等により検証を行う。

第1章 災害時応急活動

体制の確立、応急活動として実施すべき事項を定める。

第1節 活動体制の確立

総務班・通信情報班

大規模災害が発生した場合、村や国や県、近隣市町村、及びその他の公共機関の救援を仰ぎ、村民と一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害発生を最小限に抑える。

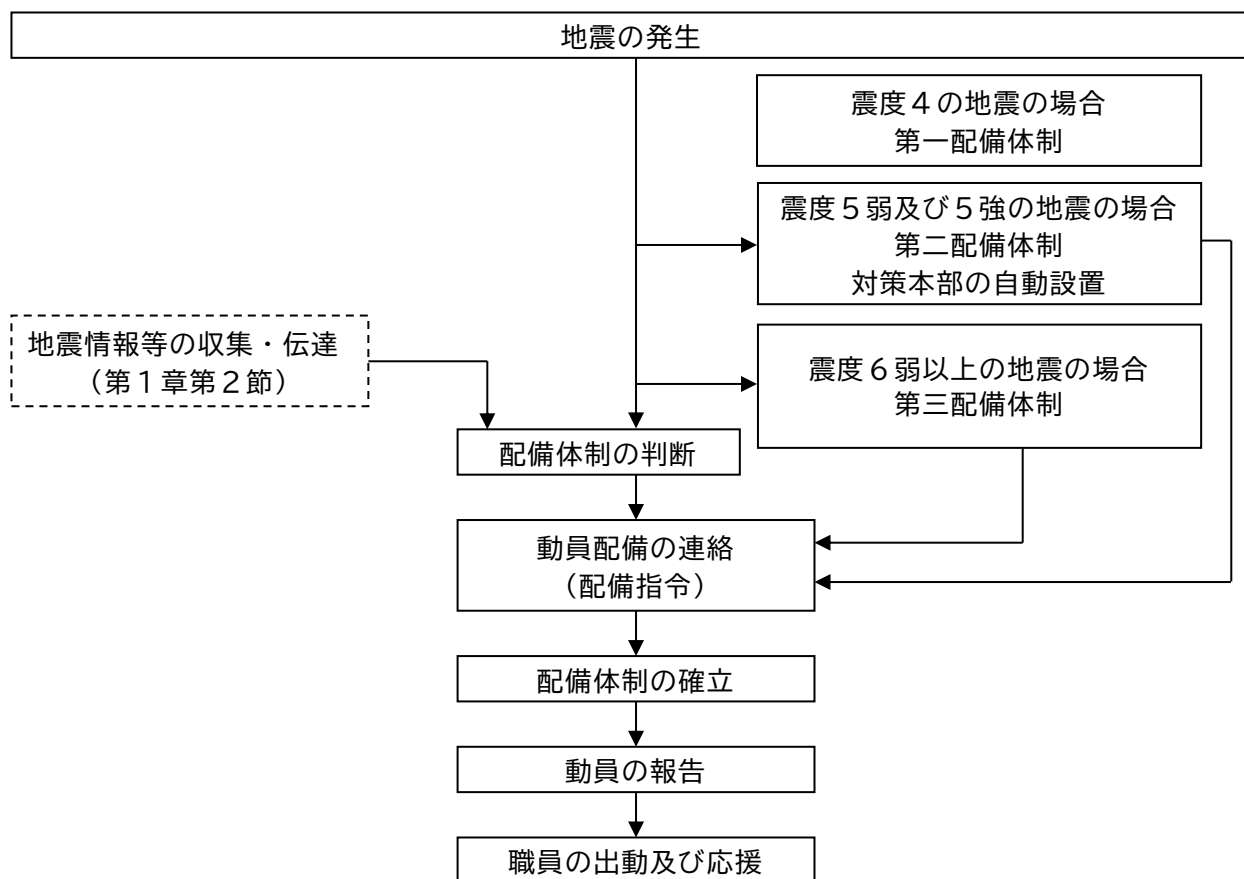
このような場合、村は第一次防災機関として、迅速かつ的確な災害応急対策を遂行する。

本節では、大規模災害時に設置される村災害対策本部の組織・運営等、応急活動に携わる動員体制について必要事項を定める。

また、効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、一般対策編 第2編第1章第1節「活動体制の確立」に定めるところによる。

《応急対策の流れ》



第1 初動体制の確立

大規模災害時に混乱を最小限に抑え、組織として速やかに対応できるよう、村内防災に関する、組織体制を定める。

1 初動体制

(1) 勤務時間内に地震が発生した場合の初動体制

ア 村内に津波注意報又は震度4の地震が発生したとき

直ちに「第3 配備基準と動員体制」に定める配備基準に従い動員を行う。

イ 村内に5弱以上の地震が発生した場合

特に動員の指示は行わず、全職員は自主的に参集する。

地震の発生時に村長等が不在の場合は、村長の代理者の順位に従って災害対策の指揮を行う。

(2) 勤務時間外に地震が発生した場合の初動体制

ア 村内に津波注意報又は震度4の地震が発生したとき

直ちに「第3 配備基準と動員体制」に定める配備基準に従い動員を行う。

イ 震度5弱以上の地震が発生したとき

特に動員の指示は行わず、全職員は自主的に参集する。

2 配備体制

村は、「第3 配備基準と動員体制」により配備体制をとる。

第2 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置及び解散の決定者

災害対策本部の設置及び解散は、村長が決定する。

災害対策本部の長は、災害対策本部長として村長を充てる。

2 村長（本部長）の代行

村長が不在、又は連絡不能の場合には、副村長が代行するなど別に定める。

3 災害対策本部設置の決定

村域に災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合で村長が必要と認めるとき、村長は、芸西村災害対策本部を設置する。

原則として、総務課の収集した気象警報等、被害情報等に基づき、総務課長の報告のもとに、村長が状況判断をし、決定する。

本部設置に至らない災害にあつては、本部に準じた体制を整え事態処理にあたる。

4 具体的な設置の基準

設置基準は、以下のとおりとする。

配備体制	設置基準
非常配備	村内に津波注意報が発表されたとき
第一配備体制（警戒体制） （必要に応じて災害対策本部設置）	村内に震度4の地震が発生した場合
	予報区「高知県」に津波警報が発表されたとき
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
第二配備体制（非常体制） （災害対策本部設置）	村内に震度5弱及び5強の地震が発生した場合 （自動配備）
第三配備体制（緊急非常体制） （災害対策本部設置）	村内に震度6弱以上の地震が発生した場合 （自動配備）
	予報区「高知県」に大津波警報が発表されたとき （自動配備）
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動配備）

5 災害対策本部の解散

災害の発生がなく、又は災害の応急対策措置が完了したと認められるときは、本部長の指令により解散する。

6 設置、組織、運営及び所掌事務等

- (1) 災害対策本部の設置、組織、運営及び所掌事務
 災害対策本部の設置、組織、運営及び所掌事務は、「災害対策基本法第16条」及び「芸西村災害対策本部条例」に基づく。
- (2) 災害対策本部の設置場所
 庁舎が著しく被災せず応急対策の実施場所として支障がない場合、村役場庁舎2階に芸西村災害対策本部を設置する。
- (3) 災害対策本部の設置及び廃止の通知
 本部には、統括調整部による事務局を置く。
 事務局は村災害対策本部が設置されたとき、直ちにその旨を庁内各課に通知し、本部体制を整備しなければならない。
 本部設置は、次に掲げる者に通知する。

通知先	通知手法	通知責任者
庁内各課	庁内放送	通信情報班
県災害対策本部	有線電話又は高知県防災行政無線	〃
県災害対策支部 (総合防災対策推進安芸地域本部)	有線電話又は高知県防災行政無線	〃
消防団	防災行政無線又は個別無線機	〃
安芸警察署	有線電話(0887-34-0110)	〃

なお、本部廃止の際の通知は、上記に準じて行う。

- (4) 本部表示の掲出
 本部が設置された場合は、直ちに本庁舎内に「芸西村災害対策本部」表示を掲出する。

7 現地災害対策本部

- (1) 災害が発生し、災害対策本部を設置した場合において、地勢及び状況等を考慮して、本部長(村長)の判断により、必要に応じ被災地に現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。
- (3) 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者を充てる。
- (4) 現地災害対策本部は、現地で指揮することが適当と認められる災害対策本部の事務の一部を行うとともに、事務の所掌について必要があるときは、現地災害対策本部長が定める。また、組織及び運営は、災害対策本部に関する規定を準用する。

8 国、県の非常(緊急)災害対策本部との連携

国、県の非常(緊急)災害対策本部が設置された場合は、村の対策本部は、密接な連携のもとに応急対策に努める。

第3 配備基準と動員体制

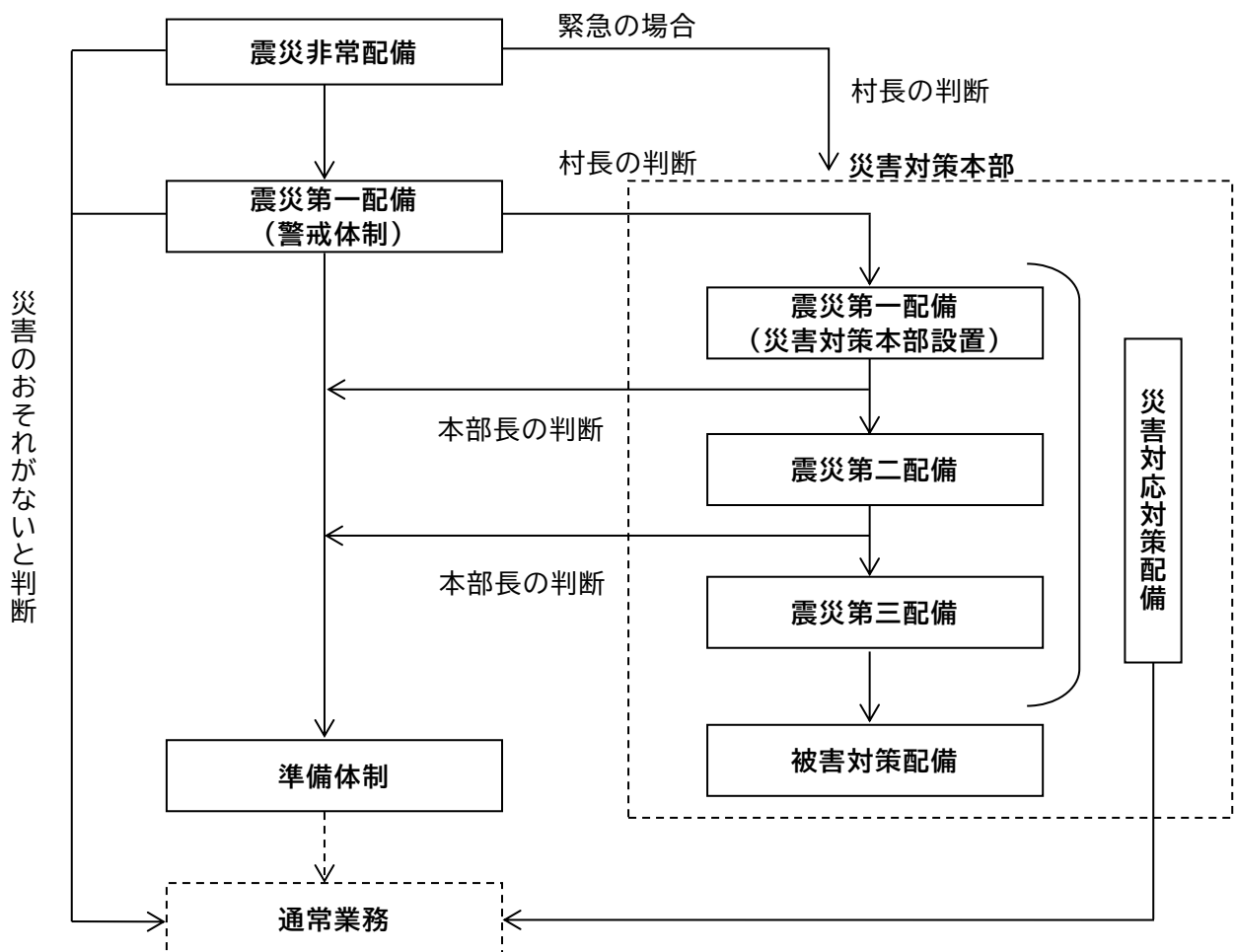
災害の発生、あるいは発生が予測されるとき、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、所要の人員を確保しなければならない。

本部開設前には村長、開設後にあっては災害対策本部長が動員を行い、職員を配備する。

1 配備基準

災害の程度に応じ配備基準を定める。(別表「震災時の配備体制表」)

■芸西村災害対策配備体制



2 動員体制

各課室及び出先機関は次の手順により動員計画を作成する。

- (1) 配備体制ごとに必要な実施事項を整理する。
- (2) 配備体制ごとの実施事項を円滑に行うために必要な動員数を決定する。
- (3) 動員計画を作成し、該当職員に職務分掌を周知する。

■震災時の配備体制表

配備体制	参集基準	動員体制 (昼間)	動員体制 (夜間)	初動実施事項
震災 非常配備	村内に津波注意報が発表されたとき	総務課 産業振興課 土木環境課	総務課 防災担当	所管施設等への 情報提供 防災無線による 沿岸住民への注 意喚起
震災 第一配備体制 (警戒体制) (必要に応じて災 害対策本部設置)	村内に震度4の 地震が発生した 場合	総務課 産業振興課 土木環境課	総務課 産業振興課 土木環境課	所管施設等への 情報提供 防災無線による 沿岸住民への注 意喚起
	予報区「高知県」 に津波警報が発表 されたとき	※津波警報の場合 幹部は本部へ 消防団員屯所 招集	震源地が近ければ職員数増 ※津波警報の場合 幹部は本部へ 消防団員屯 所招集	
震災 第二配備体制 (非常体制) (災害対策本部設置)	村内に震度5弱 及び5強の地震 が発生した場合 (自動配備)	全職員 全消防団員	全職員 (村内及び招 集可能な職員) 全消防団員	
震災 第三配備体制 (緊急非常体制) (災害対策本部設置)	村内に震度6弱 以上の地震が発生 した場合 (自動配備)	全職員 全消防団員	全職員 全消防団員	
	予報区「高知県」 に大津波警報が発表された とき (自動配備)			
	南海トラフ地震 臨時情報(巨大地震警戒)が発表 されたとき (自動配備)			

第2節 情報の収集・伝達体制

総務班・通信情報班・産業建設班・土木建設班・学校・文化財班・作業隊

大規模災害が発生した場合、村内の被害状況の掌握、警報等の情報は、応急対策を実施する上で極めて重要となる。

村及び防災関係各機関は、相互に緊密な通信連絡を行い、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行う。

本節では、災害時の通信連絡系統、体制、被害情報等の掌握、及び災害広報等、情報の収集・伝達に係る事項について定める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般対策編 第2編第1章第3節「情報の収集・伝達」に定めるところによる。

第1 地震に関する情報の伝達

芸西村地域防災計画に基づき、村民等に対して迅速に伝達する。

また、必要に応じて、避難指示、高齢者等避難を実施する。

遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報について、「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

第2 地震発生後の情報収集

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定される。

そのため、当初は、人命に関わる情報を最優先として収集し、順次、情報の範囲を広げるとともに精度を高める。

収集した情報は、関係者への報告及び公表により、情報の共有化を図る。

- (1) 村は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検、巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。
- (2) 村は、自主防災組織や消防団等の組織とも連携して、管内の概括的被害状況の把握に努め、状況を、順次、県に報告する。
- (3) 村は、応急対策活動に関する情報を相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表する。
- (4) 村は、村内で震度4以上を記録した場合、被害状況の第1報を県に対して、村内で震度5強以上を記録した場合は、県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

第3節 通信連絡

通信情報班

一般対策編 第2編第1章第4節「通信連絡」を準用する。

第4節 応援要請

総務班・通信情報班・作業隊

一般対策編 第2編第1章第5節「応援要請」を準用する。

第5節 広報活動

総務班・通信情報班・作業隊・報道機関

一般対策編 第2編第1章第6節「広報活動」を準用する。

第6節 警戒活動

総務班・通信情報班・土木建設班・作業隊

一般対策編 第2編第1章第7節「警戒活動」を準用する。

第7節 避難活動等

総務班・通信情報班・要配慮者支援班・避難所班・作業隊

地震発生時に火災から逃れるためや、二次災害の危険から逃れるために、村民自らが自主的に避難することを基本とする。

村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、高齢者等避難の発令や避難指示を速やかに発令し、避難誘導を行う。

村が実施できない場合には、県等が代行して避難指示等を発令する。

また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝える。

さらに、危険地域における居住者等の避難のための立ち退き指示、避難道路、避難場所の指定や避難所の設置運営について定める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般対策編 第2編第1章第8節「避難活動等」に定めるところによる。

第1 避難開始の基準の設定

■避難指示等の発令の参考となる情報（地震）

	地震災害に注意する地域
高齢者等避難 (要配慮者避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・村内で震度4以上の揺れを観測し、気象庁より余震のおそれがあると発表された場合、高齢者等避難を検討する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・地震による「＜津波＞の津波警報」(※1)が発表された場合に、沿岸部に避難指示を発令する。 <ul style="list-style-type: none"> ※1 気象庁が発表する津波予報で、高いところで1mを超え、3m以下の津波が予想される場合 ・村内で震度6弱以上の揺れを観測した場合は全村に、また、「＜大津波＞の津波警報（特別警報）」(※2)が発表された場合は沿岸部に発令する。 <ul style="list-style-type: none"> ※2 気象庁が発表する津波予報で、高いところで3m程度以上の津波が予想される場合

第8節 災害拡大防止活動

救護防疫班・建築物対策班・作業隊

一般対策編 第2編第1章第9節「災害拡大防止活動」を準用する。

第9節 農林漁業関係応急対策

総務班・産業建設班・作業隊

一般対策編 第2編第1章第10節「農林漁業関係応急対策」を準用する。

第10節 緊急輸送活動

輸送調達班

一般対策編 第2編第1章第11節「緊急輸送活動」を準用する。

第11節 交通確保対策

土木建設班・作業隊

一般対策編 第2編第1章第12節「交通確保対策」を準用する。

第12節 危険物施設等応急対策

総務班・作業隊

一般対策編 第2編第1章第13節「危険物施設等応急対策」を準用する。

第13節 社会秩序維持活動等

総務班・配達供給班・県警察・作業隊

一般対策編 第2編第1章第14節「社会秩序維持活動等」を準用する。

第14節 地域への救助活動

救護防疫班・医療救護班・要配慮者支援班・衛生班・建築物対策班・県警察・作業隊

一般対策編 第2編第1章第15節「地域への救助活動」を準用する。

第15節 廃棄物処理計画

衛生班

一般対策編 第2編第1章第16節「廃棄物処理計画」を準用する。

第16節 資機材、人員等の配備手配

総務班・配達供給班

一般対策編 第2編第1章第17節「資機材、人員等の配備手配」を準用する。

第17節 ライフライン等施設の応急対策

上下水道班・四国電力株式会社（四国電力送配電株式会社）
一般社団法人高知県LPガス協会・NTT西日本株式会社

一般対策編 第2編第1章第18節「ライフライン等施設の応急対策」を準用する。

第18節 教育対策

学校・文化財班

一般対策編 第2編第1章第19節「教育対策」を準用する。

第19節 労務の提供

総務班・配達供給班

一般対策編 第2編第1章第20節「労務の提供」を準用する。

第20節 要配慮者への配慮

出納班・要配慮者支援班

一般対策編 第2編第1章第21節「要配慮者への配慮」を準用する。

第21節 災害応急金融対策

出納班

一般対策編 第2編第1章第22節「災害応急金融対策」を準用する。

第22節 災害応急融資

出納班・金融機関

一般対策編 第2編第1章第23節「災害応急融資」を準用する。

第23節 二次災害の防止

総務班・土木建設班・作業隊

一般対策編 第2編第1章第24節「二次災害の防止」を準用する。

第24節 自発的支援の受入れ

総務班・出納班

一般対策編 第2編第1章第25節「自発的支援の受入れ」を準用する。

第25節 ボランティア活動対策

総務班・出納班

一般対策編 第2編第1章第26節「ボランティア活動対策」を準用する。

第2章 自衛隊の災害派遣

第1節 自衛隊の災害派遣

総務班

一般対策編 第2編第2章第1節「自衛隊の災害派遣」を準用する。

第2節 派遣要請

総務班・自衛隊

一般対策編 第2編第2章第2節「派遣要請」を準用する。

第3節 受入体制

総務班・出納班

一般対策編 第2編第2章第3節「受入体制」を準用する。

第4節 その他の確認事項

総務班・出納班・自衛隊

一般対策編 第2編第2章第4節「その他の確認事項」を準用する。

第3章 地震津波対策計画

通信情報班・自衛隊

フィリピン海プレートの活動による地震災害は、高知県に幾度となく津波被害をもたらしている。本章では、こうした地震津波対策について必要な事項を定める。

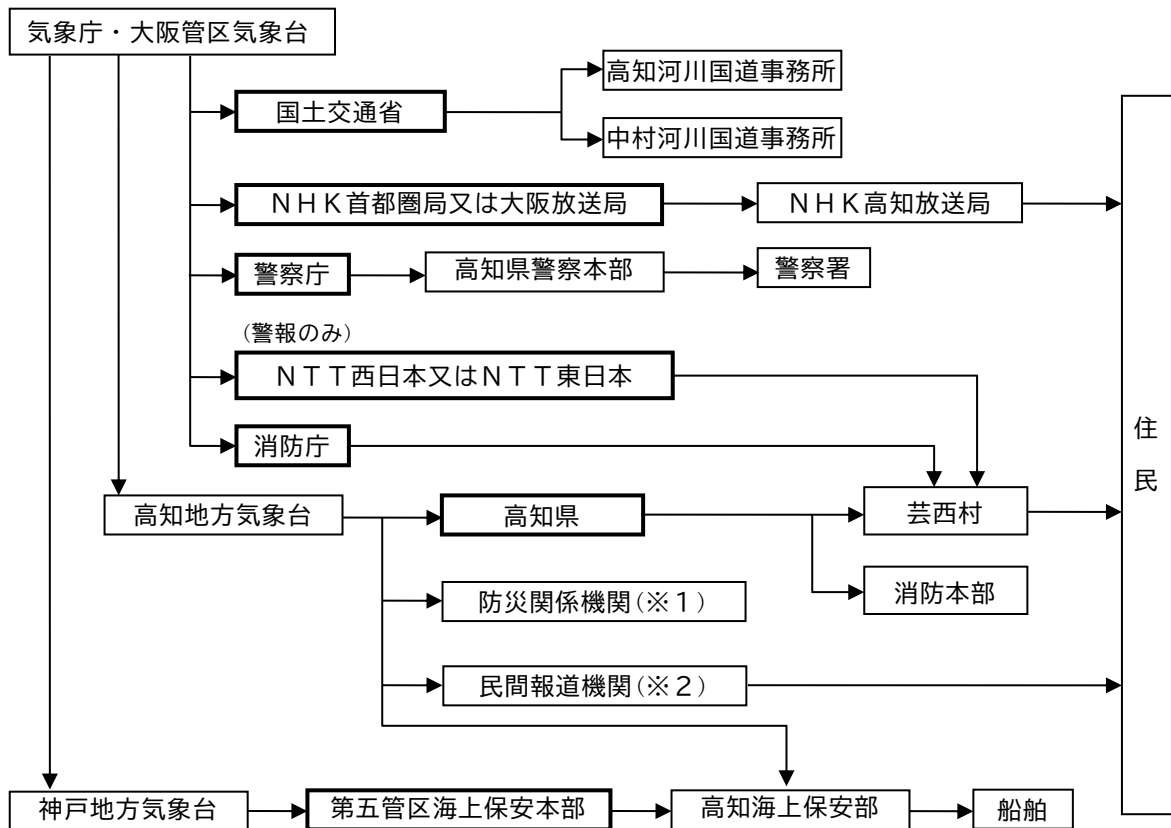
第1節 津波予報の連絡体制

第1 津波予報の伝達系統

大阪管区气象台から発表される津波予報（近地地震による津波）の通信系統は、次のとおりとする。

また、気象庁から発表される津波予報（遠地地震による津波）は、大阪管区气象台、高松地方气象台及び高知地方气象台に通報され、その後は同様のルートで伝達される。

■津波警報等の通信系統図



- ・ 太枠の機関は気象業務法に基づく法定伝達機関
- ・ 高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、NHK高知放送局、自衛隊、高知県警察本部へは高知地方气象台よりバックアップ回線を接続

※1 防災関係機関：国土交通省高知港湾・空港整備事務所、四国電力送配電(株)高知系統制御所、高知新聞社、高知県無線漁業協同組合・室戸漁業無線局に限る。

※2 民間報道機関：FM高知、RKC高知放送、KUTVテレビ高知、高知さんさんテレビに限る。

第2 津波予報の内容と津波に関する情報

1 津波予報・津波情報の種類

予報・情報の種類	内 容
津波予報	津波の発生のおそれがある場合に、地震が発生してから約3分を目標に津波警報（大津波、津波）又は津波注意報（津波注意）を発表する。＜⇒下記2（1）の表＞
津波到達予想時刻 予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で発表する。
各地の満潮時刻 津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。

注）津波の高さを予想及び観測する高知県の地点：室戸市室戸岬、高知市、土佐清水市

2 津波予報の種類及び解説

（1）津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大
		5m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m	10m	
		3m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5m	5m	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合	1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで、0.2m以上、1m以下である場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m	1m	(なし)

- 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 津波は陸上では、予想された「津波の高さ」の2～4倍程度の高さまで駆け登る場合がある。

(2) 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さ(※1)に関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※2)や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点(※3)の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、気象庁のホームページで「津波警報・注意報・予報」に含めて発表される。

※2 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

※3 高知県内の津波観測点は、室戸市室戸岬、高知、土佐清水、中土佐町久礼港である。須崎港は「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」のみ発表する。

(3) 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

3 津波予報区

高知県沿岸は、全域が1つの予報区で、予報区名称は「高知県」となっている。

4 村長が行う津波警報及び避難指示等

災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった村長は、津波警報を発表することができる。

また、津波警報を受け取る以前において、津波発生のおそれを確認した村長は、村民等に海浜から退避するよう指示する。

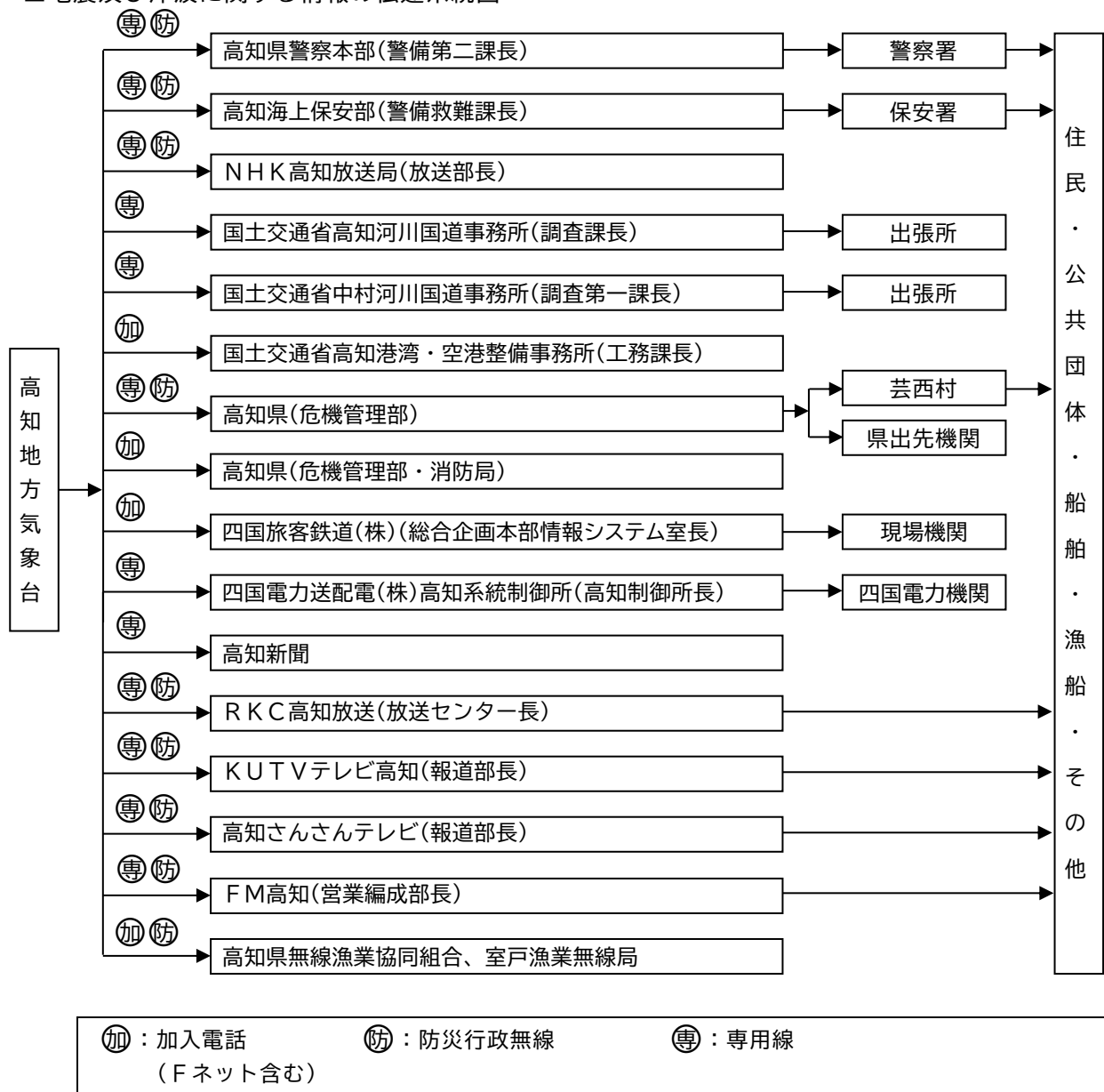
第3 地震及び津波に関する情報

1 情報の伝達経路

気象庁本庁又は大阪管区気象台の連絡報に基づき、高知地方気象台が地震及び津波に関する情報を発表した場合は下記の通知先に連絡する。

- (1) 高知県（高知県総合防災システム）
- (2) NHK高知放送局
- (3) RKC高知放送局
- (4) KUTVテレビ高知
- (5) 高知さんさんテレビ
- (6) FM高知

■地震及び津波に関する情報の伝達系統図



第2節 村内の連絡、避難体制

通信情報班

第1 津波予報の伝達

1 実施責任者

村内での津波予報の伝達は、村長が実施し、勤務時は通信情報班、勤務時間外は当直者が担当する。

2 伝達方法

伝達方法は、各地区への防災行政無線とし、状況が許せば広報車による広報を行う。特に海岸部の各戸や海岸利用者への伝達に留意する。

第2 避難場所

津波警報が発表されたとき、海岸部の村民及び海岸利用者は、速やかに高台に避難しなければならない。

海岸部の避難場所は、資料編4-1「避難場所及び避難所」のとおりとする。

また、資料編4-19「海岸部、海拔の目安」には、海面より5m、10mの地点を示している。

これによれば、大津波が和食川河口の水門を越え遡上した場合、平野部を大きく遡上する可能性があり、内陸部の村民も充分注意を要する。

第3 住民の避難誘導體制

1 避難誘導

村は、海浜にある者及び海岸付近の住民に避難するよう指示した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、自主防災組織により速やかに避難誘導を行う。

また、消防団員等は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、消防団員等が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先するとともに、津波応急活動時には、ライフジャケットの着用、通信機器及びラジオ等を携帯するなど自身の安全確保を徹底する。

2 避難時の留意点

- (1) 海岸付近の住民等は、津波警報が発表された場合や震度4以上の地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、あらかじめ指定された避難場所又は高台に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や障害者、高齢者等要配慮者の避難を互いに協力して行う。
- (2) 海岸付近を走行中の車両の運転手は、ラジオ等で津波警報の発表を知ったときは、車両を道路の左側に寄せて停車し、エンジンキーをつけたまま、ドアを閉め付近の高台へ直ちに避難すること。

第3節 被害状況の報告

知事に対して行う津波被害状況の報告は、第2編第1章第2節「情報の収集・伝達体制」に基づき行う。

第4章 消防・危険物対策計画

総務班・通信情報班・作業隊

大規模地震の発生は、ともすれば火の不始末による火災発生につながる。

特に本村では地区の人家が密集しており、一度火災が発生すれば地震直後の混乱もあって、消火に手間取り延焼するおそれが多分にある。

また、本村では危険物取扱施設は少ないが、施設園芸用の屋外貯蔵タンクが至るところに置かれており、地震時には流出するおそれがある。

本章では、こうした震災時の消防体制及び危険物等の対策について定める。

第1節 震災時消防活動

第1 活動体制

1 実施責任者

震災時の消防活動は災害対策本部長が指揮し、芸西村消防団が実施する。

2 非常招集

高知県東部に震度5弱以上の地震が発生した場合、又は消防又は救助等の要件が発生した場合、災害対策本部長は消防団の非常招集を行う。

各消防団員は、非常招集に基づき各分団に参集する。

各団員は、できる限り周辺所況を概略的に把握しながら参集する。

3 活動内容

建造物、車両、林野、船舶等に火災が発生した場合、消防団は災害対策本部長の指揮により直ちに現場に出動し、消防活動を実施する。

このほか、消防団は状況に応じ救急・救助活動、避難対策活動等を行う。

第2 消防活動の優先順位

被害が甚大で各地区で消防活動、人命救助及び避難誘導活動を要する場合、災害対策本部は、各分団と無線連絡をとり合い、その時点の適切な状況判断を行う。

消防団は、この指示に従い効果的な活動により被害を最小限に止める。

第3 消防相互応援活動

1 応援協力体制

(1) 安芸市消防本部との消防協定

本村は、安芸市消防本部と消防協定を結んでいる。

これに基づき、村内の消防能力だけで火災の鎮火や救助活動が困難な場合、安芸市への応援を要請する。

(2) 近隣市町村との相互協定

本村の消防能力だけでは火災の鎮火が困難で、かつ安芸市からの応援も充分でない場合、近隣市町村に応援を要請する。

2 要請時の連絡事項

応援を求める市町村に対し、次のことを示し要請を行う。

- (1) 災害の状況及び応援を求める事由
- (2) 応援を求める活動内容、機関
- (3) 応援を求める人員及び物資
- (4) 応援を必要とする場所及び期間

3 林野火災への応援要請

村内に林野火災が発生し、林野火災対策用資機材等の確保が困難な場合、県及び高知営林局にその確保及び応援を要請する。

第2節 危険物対策

第1 実施責任者

危険物の取扱は管理責任者が定めており、非常時には各管理責任者が災害対策の規定にのっとり適切な措置を行う。

第2 応急措置の概要

危険物取扱施設責任者は、流出を最小限に抑えるための必要な措置、拡散防止のための必要な措置を迅速かつ的確に行う。

必要に応じ、近隣施設への応援要請を行う。

第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本村に係る地震防災に関し、村内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、総則編第6章第2節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

村又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第2編第3章第1節「津波予報の連絡体制」のとおりとする。

第3章 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。
- (2) 村は、県に対して村民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

村は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、村地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。

第2 他機関に対する応援要請

- 1 村が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、資料編5-27「協定及び契約」のとおりとする。
- 2 村は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

第3 帰宅困難者への対応

- 1 村は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- 2 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表した場合、災害対策本部設置基準に基づき担当職員を緊急参集し、情報の収集及び共有、村民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。

第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害対策本部等の設置等

- (1) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合、災害対策本部設置基準に基づき、担当職員を緊急参集し災害対策本部を設置する。その場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。
- (2) 村民並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が正確かつ広範に伝達されるよう努める。この場合において、防災行政無線等の活用による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るよう留意する。なお、村民等に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに村民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

- (1) 関係機関と連携して、村民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、テレビ、ラジオ、防災行政無線、ホームページ及びSNS等のあらゆる媒体を活用して、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など村民等に密接に関係のある事項に対する情報伝達については、外国語放送等さまざまな周知手段を活用するよう努める。
- (2) 村民等からの問い合わせに対応できるよう、災害対策本部等における窓口等の体制を整備し、適切に対応する。

第3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備する。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部に集約するために必要な措置をとる。

第4 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第5 住民避難対策

- (1) 村民の生命及び財産等の安全を最大限図るために、村民等は後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わない場合も想定し、村内全域を対象に高齢者等避難を発令する。
- (2) 村内全域へ的高齢者等避難情報発令のほか、津波浸水エリア内の居住者及び耐震性の不足する住宅の居住者、斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者に対して、開設した避難所、又は安全な親類や知人宅等への自主避難の啓発を行う。
- (3) 特に、津波浸水エリア内の居住者及び耐震性の不足する住宅の居住者、斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期すよう努める旨を周知する。
- (4) 村民等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。

第6 消防機関・警察のとりべき措置

1 消防機関

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置につき、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として必要な措置を講じる。

2 警察

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達

- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第7 水道、電気、ガス、通信及び放送関係機関のとるべき措置

1 水道

水道事業の管理者等は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合においても災害対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給する体制を確保する。

2 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給する体制を確保する。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合においても、ガスの供給を継続する。このため、ガス事業者は必要なガスを供給する体制を確保する。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保の供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制をあらかじめ明示する。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置を講じる。

5 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠なものであるため、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の正確かつ迅速な報道に努める。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図る。

また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、放送事業者は、関係機関と協力して、村民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、村民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。なお、情報の提供にあたっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用を努める。

第8 交通関係機関のとりべき措置

1 道路

- (1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者がとりべき行動の要領について定め、村民等に周知する。なお、津波浸水エリア内の耐震性の不足する建築物、斜面崩壊のおそれがある範囲内における車両の走行の自粛について、日頃から村民等に対する広報等に努める。
- (2) 村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、津波浸水エリア内及び耐震性の不足する建築物、斜面崩壊のおそれがある範囲内での車両の走行の自粛について、日頃から村民等に対する広報等に努める。

2 海上

- (1) 高知海上保安部は、津波による危険が予想される地域に係る漁港及び海上における交通の対策について、津波に対する安全性に留意する。
- (2) 高知海上保安部及び村は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意する。この場合において、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮する。
- (3) 漁港管理者は、津波による危険が予想される地域に係る漁港の対策について、津波に対する安全性に留意する。

第9 村が自ら管理又は運営する施設等に対する対策

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、村が自ら管理又は運営する施設等に対する対策については、第1編第3章「人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策」に準じた措置を講ずる。

第10 滞留旅客等に対する措置

村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるよう努める。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、村の災害に関する会議等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、管轄区域内の村民等並びに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など村民等に密接に関係のある事項について周知する。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第4 村のとるべき措置

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、村民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

村は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第5章 防災訓練計画

- 1 村及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び村民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 村は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 5 村は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1 村職員等に対する教育

村は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。

(職員等に対する教育に少なくとも含むべき事項)

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 村民等に対する教育・広報

村は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、村民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

なお、実践的な教育・広報のために、印刷物、映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意する。

(村民等に対する教育・広報に少なくとも含むべき事項)

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識

- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害（特別）警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 村民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

第4編 災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

一般対策編 第3編第1章第1節「復旧・復興の基本方向の決定」を準用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

一般対策編 第3編第1章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

第2章 復興計画

第1節 復興計画の進め方

一般対策編 第3編第2章第1節「復興計画の進め方」を準用する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

一般対策編 第3編第2章第2節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

一般対策編 第3編第2章第3節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」を準用する。

第5編 重点的な取組

これまでの南海トラフ地震対策の成果と課題を踏まえ、「命を守る」対策をさらに徹底させ、これまで掘り下げてきた「命をつなぐ」対策を幅広く展開し、「生活を立ち上げる」対策を推進する。

また、公助としての取組を全力で進めるとともに、自助、共助の取組の後押しも強化する。次の4つの重点施策を基本として推進する。

- 1 命を守る対策
- 2 命をつなぐ対策
- 3 生活を立ち上げる対策
- 4 震災に強い人・地域づくり対策

第1章 命を守る対策

地震及び津波による被害を減らすためには、揺れから命を守る対策や津波から逃げるための対策が重要であることから、建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進めるとともに、津波の危険性についての啓発や津波の発生を伝える情報伝達手段の整備、避難路や避難場所の整備等、迅速に避難するための対策を進める。

さらに、南海トラフ沿いで大規模地震が発生する可能性が通常と比べて相対的に高まった際に発表される南海トラフ地震臨時情報を生かすための防災対策を進める。

第1節 強い揺れから身を守る対策

第1 建物の転倒から身を守ること

1 個人住宅

村は、個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図る。

2 公共建築物

村は、公共建築物の耐震化について計画的に進める。

3 社会福祉施設

村は、社会福祉施設の耐震化の促進を図る。

4 民間建築物

村は、民間建築物の耐震化の促進を図る。

5 耐震化の促進

村は、耐震化のさらなる促進に向け部分的な耐震対策を進める。

6 学校

村は、学校における非構造部材等の耐震化の促進を図る。

第2 家具等の転倒から身を守ること

村は、個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を進めるとともに、公共建築物の書棚や器具等の転倒防止を推進する。

第3 ブロック塀の倒壊から身を守る

村は、ブロック塀の倒壊防止対策を進める。

第4 揺れを感じたときの行動を身につけること

1 行動指針

村は、身を守る行動指針を定め、普及啓発に努める。

2 備蓄

村は、家庭での防災用品や非常食料等の備えを推進する。

3 資機材の整備

村は、地域の自主防災活動に必要な資機材の整備を支援する。

第5 火災による被害をおさえること

村は、住宅密集地の改善を進める。

第2節 津波から避難する対策

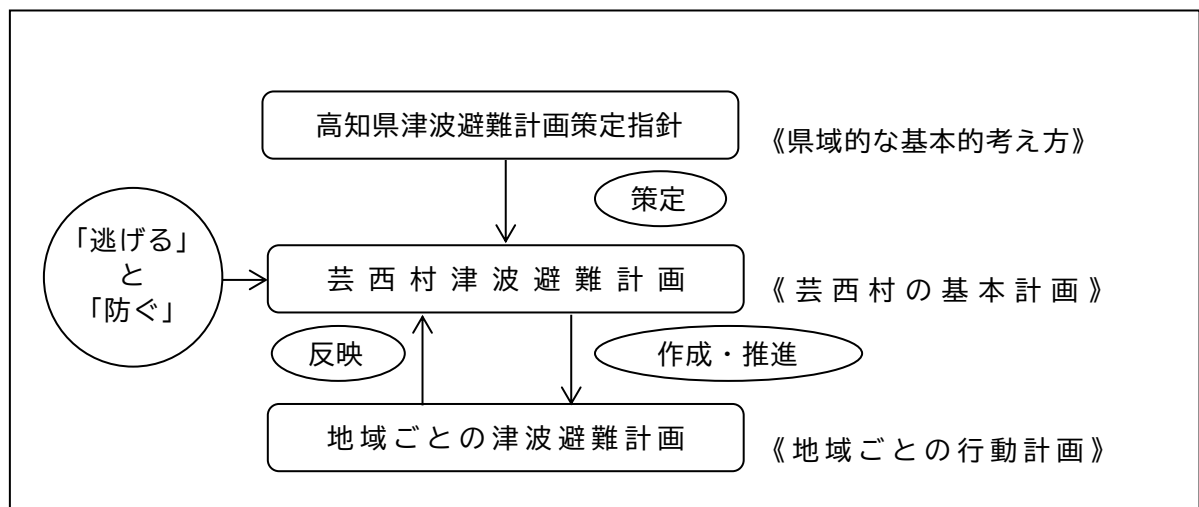
南海トラフ地震発生後、早いところでは3分程度で海岸線に1mの高さの津波が押し寄せ、その最大高は、ほとんどの海岸線で10mを超えると想定されている。

そのため、自助、共助の取組を強化するとともに、公助としての避難施設の整備や津波を防ぐ対策を進める。

津波避難対策は、到達時間、津波浸水深、浸水予想範囲、避難対象地区等、地域の特性を踏まえ、計画的に取り組む必要がある。

そのため、村や地域ごとの津波避難計画を作成し、村民と行政が協力し、地域をあげての津波避難対策を推進する。

〔津波避難対策の進め方〕（「市町村津波避難計画策定指針」より）



第1 津波の危険性を知ること

1 浸水予測の充実

村は、河川の遡上や時間を追った浸水状況の予測等、浸水予測の充実を図る。

2 学習会・研修会

村は、地域での学習会・研修会を支援する。

3 看板の設置

村は、過去の浸水の痕跡の明示や海拔表示、観光地において注意喚起を促す看板の設置等、津波に対する危険性を明らかにする各種の表示を推進する。

4 データベースの共有化

村は、村民、民間及び行政が必要な津波災害に関するデータベースの共有化を図る。

第2 津波の発生を知ること

1 村民への伝達

村は、津波発生を迅速に村民に伝達するための多様な情報伝達手段の整備を図る。特に、防災行政無線のデジタル化及び可聴範囲の拡大を促進する。

2 施設利用者への伝達

各施設管理者は、漁港等の津波危険地域にある施設の利用者に津波発生と避難場所を伝える情報伝達手段の整備を図る。

3 土地に不慣れな方への伝達

村は、観光客や海水浴客など土地に不慣れな方への情報伝達手段の整備を図る。

第3 津波から避難すること

1 避難路、避難地の整備

村は、緊急的な避難のための村民が設定する避難路や津波避難場所の整備の支援を行う。

2 避難が難しい地域での避難対策

村は、時間的に避難が難しい地域での避難対策について検討する。特に、周囲に高台がない地域では、津波避難タワーの整備及び津波避難ビル等の指定を推進する。

3 重要な避難路の確保

村は、地域の重要な避難路を確保するため、住宅やブロック塀の倒壊防止対策を進めるとともに、道路や橋梁の安全性を高める。

4 標識の整備

村は、夜間の停電等も想定し、自立性の避難誘導標識や避難場所標識の整備を推進する。

5 要配慮者の避難

村は、要配慮者が安全に避難できる体制を整備する。

6 避難訓練の推進

村及び教育委員会は、学校、PTA、自主防災組織など地域ぐるみの避難訓練の推進を図る。

第4 避難の安全性を高めること

1 水門、樋門、防潮扉等の閉鎖

河川、海岸、漁港等の管理者は、地震が発生した場合は可能な限り、水門、樋門、防潮扉等の閉鎖を行い、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講ずる。

2 計画の作成

河川、海岸、漁港等の管理者は、次の事項について別に定める。

- (1) 防潮堤、堤防、水門、樋門、防潮扉等の点検方針・計画
- (2) 防潮堤、堤防、水門、樋門、防潮扉等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 津波を防ぐための水門、樋門、防潮扉、防潮堤や陸閘等の平時における管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
- (5) 同報無線の整備等の方針及び計画

ア 村は、津波発生後安全が確認できるまで危険地域への進入を禁止するなど、二次災害の防止を図る。

イ 村は、優先度評価を行い、防災施設の改修、整備を計画的に進める。

第3節 火災対策

第1 市街地の大規模火災等への対策

1 街頭消火器、可搬式ポンプ等の整備

村は、街頭消火器、可搬式ポンプ等の整備を推進する。

2 感震ブレーカーの普及

村は、感震ブレーカーの普及を図るため啓発等を実施する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報への対応

村は、津波避難計画を見直す。

第2章 命をつなぐ対策

地震直後の強い揺れや津波から助かった命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、総合防災拠点や災害時の医療救護活動体制の整備を進めるとともに、避難生活が円滑に行えるよう体制づくりを進める。

第1節 応急対策活動体制等の整備

第1 図上訓練の実施

村及び防災関係機関は、地震発生時の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練や応急対策能力を高めるための図上訓練を実施する。

第2 医療救護体制の整備

村は、県、医療機関と協力して地震発生後の医療救護活動が負傷者に近い場所で迅速かつ適切に実施できるよう訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制の整備等、医療救護体制の整備を進める。

第3 輸送機能の確保

村は、緊急輸送道路及び海上輸送機能を確保するための対策を進める。

第4 ライフラインの復旧

村は、ライフラインの早期復旧体制を構築する。

第5 燃料の確保

村は、燃料確保対策を推進する。

第2節 広域避難体制等の整備

第1 広域避難

村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発生時の具体的な避難及び受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第2 広域的な対応

村域を超えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行う。

第3節 避難所等の整備

第1 避難所の整備

村は、避難所の耐震化や非常用発電機、防災井戸、浄水器等、必要な物資や資機材の備蓄等を進める。

第2 避難所運営マニュアル

村は、避難所運営マニュアルの作成を推進する。

第3 要配慮者対応

村は、福祉避難所の指定を促進するとともに、一般の避難所における要配慮者対応の充実を図る。

第4 衛生環境の整備

村は、避難者の健康状態や避難所の衛生環境を良好に保つため、必要な資機材等の整備を図る。

また、被災者等の心のケアを行うための体制の整備を進める。

第4節 受援態勢の強化

第1 受援計画

村は、応急救助や医療・保健・福祉、物資・インフラ、職員派遣・ボランティアに関する受援計画やマニュアル策定を推進する。

第2 計画の見直し

村は、策定した計画等について、訓練等による検証・見直しを行い、応急活動の実効性を高める。

第3章 生活を立ち上げる対策

地震・津波の被害を少しでも軽減できるようにハードとソフトを織り交ぜながら対策を講じるとともに、併せて、被災後、速やかに県民の生活を再建するため、早期の復旧・復興に向けた事前の対策にも取り組む。

第1節 むらづくり

第1 地籍調査事業

村は、早期の復旧・復興のため、地籍調査事業を推進する。

第2 復興むらづくり指針

村は、被災前に、復興むらづくり指針を策定するよう努める。

第3 住宅の供給体制

村は、災害復興住宅、応急仮設住宅の供給体制を構築する。

第2節 暮らしの再建

第1 災害廃棄物処理

村は、早期の復旧・復興のため、災害廃棄物処理体制を構築する。

第2 B C Pの策定

村は、農業、商工業、観光業などの産業の復旧・復興のため、B C Pの策定を推進する。

第3 社会福祉施設のB C P

村は、社会福祉施設のB C P策定を支援する。

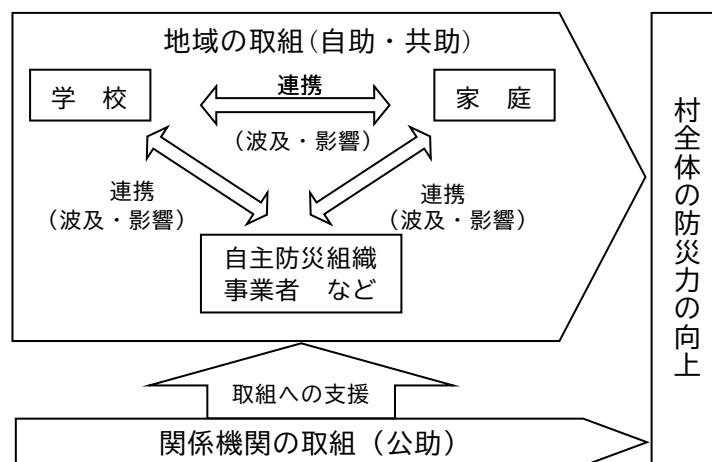
第4章 震災に強い人・地域づくり対策

これから社会の中心となる若い世代を中心とし、災害を自分のこととしてとらえ、地震・津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育を推進する。

こうした学校現場での取組を家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災学習の機会を増やし、学校や家庭、地域等が共に取り組むことにより、村全体の防災力の向上を図る。

また、公共施設は、平時から「防災」の視点を盛り込んだ整備を行う。

<防災教育の進め方>



第1節 学校及び地域での防災教育

第1 学校・地域での防災教育

1 教材の研究・開発

村は、発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進する。

2 防災への取組

村は、学校、家庭、地域が一体となった防災への取組を推進する。

3 教職員の防災研修

村は、教職員の防災研修を推進する。

第2 村民への防災教育

村は、南海トラフ地震に備える村民の自助を支援するための情報提供を行い、村民自身による地震防災対策を促進する。

1 小冊子

南海トラフ地震に備える村民のための小冊子を作成する。

2 ホームページ

南海トラフ地震ホームページの作成及び紹介をする。

3 コーナー

南海トラフ地震情報コーナーを設置する。

第3 防災のエキスパートの養成

1 正しい知識と行動の修得

村は、防災関係機関の職員の地震・津波に関する正しい知識と行動の修得に努める。

2 人材の育成

村は、自主防災活動を担う人材の育成を図る。

3 育成と支援

村は、自主防災組織の育成や資機材整備の支援を推進する。

第4 防災の視点に立った公共施設の整備

1 各種施設

村は、地震防災緊急事業五箇年計画(総則編第6章「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」参照)に基づき各種の施設整備を進める。

2 公共施設

村は、防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図る。

第5 技術的・財政的支援

1 支援要請

村は、国に対して地方の実施する地震防災対策について、技術的・財政的な支援を要請する。

2 体制強化の要請

村は、国の観測・予知体制の強化を要請する。

3 空白地帯の解消

地震及び津波観測体制の強化及び空白地帯の解消を要請する。

芸西村地域防災計画
地震・津波対策編

令和8年3月改訂

編集：芸西村防災会議
発行：芸西村総務課

〒781-5792
高知県安芸郡芸西村和食甲1262番地
TEL 0887-33-2111
FAX 0887-33-4035